



厚生労働省
東京労働局発表
令和5年9月1日

担当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 田村 滋康 主任賃金指導官 中西 貴子 賃金指導官 高柳 理恵 電話 03-3512-1614
----	--

最低賃金・業務改善助成金周知強化期間を実施します

～応援します！TOKYO1113 さいちんキャンペーン～

東京労働局（局長 辻田博）は、令和5年10月1日から東京都最低賃金が1時間1,113円に改正されることに伴い、改正後の最低賃金額を周知し、業務改善助成金の利用を促進するため、「令和5年度東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間～応援します！TOKYO1113 さいちんキャンペーン～」として令和5年9月1日から同年10月31日まで周知広報の集中的な取組みを行います（別添資料1）。

また、管下労働基準監督署等での各種説明会、個別の訪問支援等を通じて、最低賃金額及び業務改善助成金の周知を実施します。

【東京労働局における取組事項】

- 1 実施期間：令和5年9月1日（金）～10月31日（火）
- 2 最低賃金及び業務改善助成金の周知にかかる主な取組事項
 - (1) 関東一円に周知するため、東京だけでなく千葉・埼玉・神奈川へ乗り入れをしている東京メトロ全線等に車内広告等を掲載。
 - (2) 都営バス（全19営業所）、都区内コミュニティバス（全14区）、国際興業バス（3営業所）、東武バス（3営業所）に車内広告を掲載。
 - (3) 都心ターミナル駅前（新宿、渋谷）、影響率の高い中核ターミナル駅前（立川）等の屋外ビジョンでの広告動画放映。
 - (4) ラジオCM（TBSラジオ等）放送。
 - (5) 東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成。
 - (6) 主な団体、業界団体及び地域団体に対し、東京労働局及び労働基準監督署幹部が訪問すること等により、最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。
 - (7) 東京労働局YouTube公式チャンネル、各労働基準監督署に設置したデジタルサイネージ等を活用した情報発信を実施。
 - (8) 主な経営者団体、業界団体等のメールマガジンに、最低賃金及び業務改善助成金の広報記事を掲載。